

**令和8年8月千葉豪雨の被害により発生した災害ごみに係る対応について
～住家で発生した災害ごみの受け入れ場所を集約します～**

千葉市では、令和8年8月千葉豪雨の被害により住家で発生した災害ごみに係る対応を以下のとおりとしますので、お知らせします。

1 災害ごみの仮置き場について

令和8年8月千葉豪雨により発生した災害ごみについて、市民による持込件数の減少を踏まえ、以下のとおり、令和8年9月17日（木）16：30をもって、新港清掃工場 旧溶融スラグストックヤード用地に設置している仮置き場での持ち込みの受け入れを終了します。なお、引き続き、若葉・緑環境事業所における受け入れは行います。

開設期間	9月17日（木）まで	9月18日（金）以降
仮置き場および 受け入れ時間	新港清掃工場 旧溶融スラグストック ヤード（美浜区新港225-24） 9：00～16：30（休日含む）	受け入れ終了
	若葉・緑環境事業所（緑区平山町1045-5） 10：00～16：30（休日含む）	

2 対象のごみ

- ・令和8年8月千葉豪雨の被害により発生した災害ごみに限ります。
- ・円滑な処理のため、災害ごみは可能な限り分別をしてください。
- ・事業所で排出されたごみは、受け入れの対象外です。

分別種別

- ①瓦、②ブロック・コンクリート・レンガ、③金属くず、④石膏ボード、⑤可燃物、⑥木材・樹木・枝、⑦たたみ・ふとん、⑧不燃物、⑨処理困難物（タイヤ、ペンキ、ヘルメットなど）、⑩家電4品目（テレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機）、⑪電化製品、⑫有害ごみ・危険物

3 問い合わせ先

千葉市廃棄物施設整備課

電話 043-245-5423

受付時間 9：00～17：00（月～金曜日）